平成２４年（フ）第２３６号
茨城県古河市尾崎4764番地６
債務者　羽鳥　照夫
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月７日午後２時
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１９２号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ８棟1005号
債務者　永井　　勤
１　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０３号
静岡市駿河区小鹿832番地の１　メモリアルシティD106号
債務者　伊藤　恒代
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月11日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１４９号
東京都板橋区赤塚新町３丁目26―９―402
債務者　廣末　洋三
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２０４号
東京都世田谷区世田谷１丁目31―14
債務者　渡部　浩由
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２０７号
埼玉県川口市大字道合460―１　サン・パレスⅠ　101号
債務者　平井　達弘
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１６号
神奈川県川崎市高津区下野毛１丁目７―16　コーポ多摩川
債務者　中澤　和雄
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２１７号
神奈川県川崎市川崎区浜町１丁目１―３　日神パレステージ川崎第２―505
債務者　細貝真由美
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２６５号
東京都文京区本駒込５丁目44―10　ハイツ駒込B
債務者　熊谷　和明
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７２号
神奈川県横浜市戸塚区柏尾町757　柏陽台アパート10―506
債務者　照喜名寿美恵（旧姓杉山）
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７９号
東京都日野市南平５丁目14―34
債務者　兒玉　優子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２８０号
東京都足立区中央本町５丁目16―２―101
債務者　石出恵美子
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２８４号
東京都江戸川区北小岩６丁目５―５―302
債務者　瀧　　文彦
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２８６号
東京都江戸川区南小岩８丁目５―19―202
債務者　鷲見　繁則
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２８７号
東京都青梅市野上町４丁目１―３―101
債務者　榎本　智幸
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部